

関東憲兵隊の対ソ防諜

諜報研究会

2017.7.1

荻野 富士夫

一 創設と整備

1905.12 「関東憲兵隊」として創設 359名 以後漸減 軍事警察業務中心
シベリア出兵への関東憲兵隊からの配属 ウラジオ派遣軍憲兵隊下に「北満憲兵隊」の創設
1920年前後から「過激思想」の伝播や朝鮮民族独立運動の活発化に対応
関東憲兵隊の存在感上昇 憲兵隊長の格上げ 少中佐→大佐(20.7)→少将(24.2): 峯幸松

二 軍事的討伐の補完——「満洲事変」下の憲兵活動——

軍主力に配属 「匪徒」の討伐活動に参加+「民心ノ趨向」「反満抗日分子ノ動静偵知」
憲兵隊兵力の急増 31.10 272名 32.5 511名 34年末 1032名
「軍政憲兵」から「軍令憲兵」への転換 1932.6.15 関東軍司令官直属 「関東軍憲兵隊」
「野戦憲兵」機能の発揮 軍事的討伐へ 東辺道および熱河地方
松浦克己大尉「東辺道匪賊討伐に於ける旅団配属憲兵の行動概要」: 支那語を解し、密偵使用に経験ある憲兵が行軍戦闘駐軍の各期間共、常に率先前線に進出して、自らは勿論各種密偵を使用し、為し得る限りの方法を尽して相当確実なる敵情を偵知し、之を所属長に提出したることは、指揮官の決心に有力なる資料を与へたるものと信ぜられ、旅団情報主任参謀の如きは常に情報を信頼渴望しありたり(『軍事警察雑誌』1933.2)
1933.10~11 関東憲兵隊司令部『警務旬報』(『日本関東憲兵隊報告集』II-16)
匪賊ノ出没依然尠ナカラス、各地分散配置ニ在ル我軍ハ之カ剿討ニ寧日ナキ状態ヲ継続セリ……匪賊ハ其ノ捕捉頗ル困難ニシテ、巧ニ各処ニ集合シ、依然横行スルモノアリ
在満日本警察機関の統制へ 外務省警察・関東庁警察の「区処」(治安警察業務)
1934.2 大使館警務部 警務部長: 関東憲兵隊司令官が兼任 特高課長: 関東憲兵隊中佐

三 思想的討伐の主導——「満洲国」治安体制の要へ——

1935.9 関東軍「治安肅正工作要綱」 憲兵隊に「思想対策」指示: 本季軍隊ノ剿匪行動開始ニ先立ち、全満一斉ニ容疑箇所及不逞分子ヲ検索検挙シ、匪賊勢力培養ノ根源ヲ覆滅ス(『外務省警察史』⑨)
東条英機の関東憲兵隊司令官着任(1935.12) 思想的討伐に新機軸
東条と斉藤の対話 斉藤「特務」(中帰連平和記念館) 35.12 吉林省磐石県視察
斉藤「特務警察の働きがにぶっており、成果どころか却って共産党に裏をかゝれる始末なのです。今隊下の特高係憲兵は人が少ない上に経験が乏しいのです」
東条「こっちに特高適材を日本を含めて全憲兵隊から集める事を希望し、承諾を得て来た。至急に特高組織と教育を改善整備しなけりゃならん」
1936.1 憲兵隊長会議(斉藤供述): 思想対策の第一要件は、憲兵偽警察機関の統治能力を發揮し、重要目標たる共産党・国民党等の地下組織分子を成るべく速かに検挙し、又各遊撃隊を討伐検挙することである →「思想憲兵」の機能發揮へ
1936.4 警務統制委員会の発足 憲兵系統の統制権の強化、対共専門特務組織の確立へ
中央警務統制委員会『思想対策月報』の発刊(『日本関東憲兵隊報告集』I-⑤)
36.4月分 検挙1624人: 未夕逐緒スヘキ状態ニ至ラサル 9月分 検挙3174人: 中共

党ノ全滿共匪化ハ国内治安ノ癌腫 36.4～36.9 までの累計 検挙 16607 人
野戦憲兵としての本領発揮 「嚴重処分」の多発
特高機能の拡充と発揮 憲兵隊司令部 1936.4 東条憲兵司令官による変更
警務部 第二課 軍事警察及治安ニ関スル事務
第三課 思想 防諜（憲兵司令官に直屬、関東軍司令部の指示）
新京・奉天などの憲兵隊に特高課の設置

1936.7.8 関東軍司令官「共産党処理要綱」の実施（斉藤供述）：一、共産党関係者は苛罰なく「嚴重処分」を以て臨むこと。二、同関係者中には官吏公職員等の身分を有する者、学生智識分子等を包含し、之等の所謂インテリ階級者を「軍行動による嚴重処分」をもって処分することは、目前の法治尊重理念による国際慣例に照して憚るところがある関係より、これを糊塗欺瞞する為め唐突に「嚴重処分」に付することを避け、一応裁判所の審理にかけ合法化を装う手段とすること。三、尚一般法院の審理速度は緩慢にて戦時情勢下の当時の偽滿治安処理要求に適當せず、因つて即決主義の軍、軍法會審によつて処理を適當とする見解を固守したこと

対ソ防諜の取組み

弾圧の断行 1936.2 ソ連の「対滿工作員」検挙 対ソ防諜の先駆：有害分子ヲ策出し、蘇聯側ノ対滿諜報及赤化工作網ヲ根本的ニ破壊スルノ必要ヲ認め、昨秋以来先ツ有害分子ノ偵諜ニ努メ、逐次之カ検挙ニ着手セリ（「密大日記」）

関東軍部隊長会同における東条参謀長口演（37.6 「滿受大日記「密」」）

第四、防諜及軍機保護ニ就テ：日滿両国ニ対スル「ソ」支其他ノ悪害工作ハ巧ニ我方対策ノ裏ヲ潜リテ愈々辛辣ヲ極メ、或ハ滿洲ニ於ケル軍ノ行動、作戰準備等ノ偵諜ニ努メ、或ハ反滿抗日分子、共産党等ヲ使喚シテ滿洲ノ擾乱ヲ企図シ

対ソ諜報工作：「関東軍の対ソ諜報工作は、参謀部第二課が担当し、特務機関と憲兵隊を統轄していた」（工藤胖『諜報憲兵』）

保安局の創設（37.12） 関東軍参謀部第二課の後押し 防諜・諜報業務 憲兵隊との競合

四 「対ソ」防諜・諜報態勢の確立

東辺道の治安「沈静化」へ 1939 年後半期の治安状況 「匪勢」増大 肅正工作の実施へ
関東憲兵隊司令部『思想対策月報』（39.10 月分）：匪団ハ何レモ治安肅正諸工作ノ浸透徹底化ニヨリ漸次衣糧、弾道ヲ遮断セラレ、深刻ナル窮状ヲ告ケントシアリ

1940 年前期の治安状況 楊靖宇の射殺 東安憲兵隊『思想対策月報』（40.1 月分、I-③）
多数匪ノ射殺捕捉等大打撃ヲ受ケ、遊動地区ヲ極度ニ縮少セラレ、壊滅ノ状態ニアル
熱河省の治安悪化 強制移住・「集家工作」の実施 中国関内との連携強化

関東憲兵隊司令部『思想対策月報』（41.5 月分、I-⑫）：漸次活発化ノ傾向……其ノ主因ハ熱河省国境地域ニ於ケル共産軍ノ侵入一部入ソ匪団ノ帰滿及潜伏土匪団ノ集結ニ因ル
「対ソ」防諜・諜報態勢の強化 ノモンハン事件（1939.5）への出動

斉藤供述（関東憲兵隊司令部警務部長 39.5 の憲兵隊長会議での指示、『侵略の証言』）
ノモンハン事件の勃発により国内治安は其影響下に変化あるべきを予想せらる、依つて左記事項につき、各隊は治安警備を強化すること。①国内抗日党団のノモンハン事件を契機とする策動の情況・調査・報告。②国内抗日党団の治安に及す策動の弾圧。

③民心の動向調査、流言蜚語の取締、流言者の厳罰。④国外よりする宣伝、国内よりする宣伝、各種工作の情況・調査報告、ラジオ電波封鎖工作の徹底（電波攪乱工作は軍にて行う。）⑤要警備物件（旅館、劇院、映画館、駅、船着場、群衆場所等）の警備査察。
「防諜対策」の指示 齊藤供述 1939.3：蘇同盟より派遣の抗日地下工作員に対し、憲兵各偽警務機関特高課、外事班及検問班を設け、索出検挙処理を行う i 地下工作員発見の場合、視察温存培養により全貌把握に努む。ii 検挙は憲兵隊司令部に於て之を統制実施す。iii 無電工作員は軍司令部特設通信隊に引渡す。iv 逆用工作は軍第二課にて統制指揮す。v 鉄道、船舶、バス、駅に於ける合同検問班を憲兵隊、鉄警に於て特設す。vi 尾行引継簿を憲兵隊司令部に於て制定、実施せしむ。vii 八六部隊に於て電気検索器、無電方向探知機を作製し、各隊に交付す。又工作員より押収せる秘密文書、伝書類の化学鑑識を併せ行う。viii 防諜勤務者の教育を憲兵教習隊、偽滿各警務機関教練所に於て実施す（『侵略の証言』）

関東憲兵隊司令部『思想対策月報』39.7月分（I-⑨）：ノモンハン事件ノ長期移行ニ伴ヒ、滿蒙側ノ日滿軍、若ハ国内ニ対スル謀略的宣伝ハ活発化ノ傾向ヲ示シ、今後益々熾烈化スルモノト予想セラルルヲ以テ、之カ警防ニ関シテハ万全ノ策ヲ講スルノ要アリ

海拉爾憲兵隊『思想対策月報』（I-①）40.1：「ソ」蒙側諜者ノ裏面的暗躍ハ益々深刻
関東憲兵隊による「日本側俘虜」拘束、39.10 軍特設軍法会議で将校約三〇名に死刑判決
「対ソ作戦準備下の工作」 齊藤供述 40.5 憲兵隊長会議における警務部長指示：関東軍の対ソ作戦準備に伴い、ソ連関係情報蒐集工作は愈々活発化せる……国境憲兵隊は、日本軍陣地に対する防諜、掩護、国境地帯法の取締徹底を期すること

国境地域に東安憲兵隊（39.8）、東寧憲兵隊（40.2）、大肚川憲兵分隊（40.4）を新設
東安憲兵隊『思想対策月報』40.3：蘇聯ニ於ケル対日滿思想謀略宣伝、住民拉致等、今後相当積極的ニ敢行シ来レルハ想像ニ難カラサルノミナラス、大小ノ国境紛争ヲ企図シアルヤノ各種情報ニ鑑ミ、之等紛争ヲ通シテ行フ民衆士兵工作等モ亦執拗ニ繰返サルヘク、之カ警防ニハ遺憾ナキヲ期スルト共ニ不正出入国者ノ捕捉ニ努メントス
『防諜要報』の発刊 関東憲兵隊司令部 1940 年末ころから？ 旬報 対ソ防諜中心 第 20 号（41.7.11 II-②）「独蘇開戦ニ伴フ蘇聯対滿諜報ノ新動向」：時局ノ緊迫ニ伴ヒ、大量諜者ノ敏活ナル操縦ノ必要ニ迫ラレ、蘇側ハ従来ノ如キ周到ナル偽装手段ヲ講スルコト困難ニ陥リ、且我方ノ警防嚴重化スルニ伴ヒ、武装諜者ヲ派遣スル等、各種ノ資材ヲ利用シテ強行諜報ヲ実施スルニアラスヤト認メラレル

関東軍特種大演習（1941）における大動員 第三野戦憲兵隊編成約 2000 人 主力は防諜 土屋芳雄証言『聞き書き ある憲兵の記録』

「関特演のために集められた憲兵の大半は、ロシア語のできる者だった」

東安憲兵隊の防諜容疑者処分 黒龍江省档案馆所蔵史料（『「七三一」部隊罪行鉄証』）
41.5.20 付 東安憲兵分隊長通牒（東安憲兵隊長宛）：身柄ノ処置 目下当分隊ニ抑留中ナル本人ハ性狡猾且生来怠惰ニシテ阿片癮者ナルヲ以テ、生活ノ為ニハ手段ヲ選ハサル主義ニシテ、聊カノ改悛ノ情ナク、且本人ノ入蘇並帰滿後ノ非行ニ依ル被害甚大ナルモノアリテ、之カ処分ニハ聊カノ苛責ノ要ナク特移送ニ付スルヲ至当ト思料セラル

隊長所見 入蘇提報セルコト未ター一回ニシテ其ノ及ホセル害害大ナラスト雖モ、斯種不逞分子ノ徹底的掃滅ノ見地ヨリ分隊長ノ所見ニ同意シ、一味王振達ト共ニ断乎特移扱

スルヲ適當ナリト認ム

7. 29 付 虎頭分遣隊長報告：蘇聯ハ国境地帯住民ニ対シ、民族的特性タル物質慾ト国家観念希薄ナルニ乗シ、諜報資金ヲ濫費シ、住民獲得ニ狂奔シアル実情ニ鑑ミ、国境地帯住民ヲ後退セシムルニアラサレハ、防諜ノ完璧ハ期シ得サルモノト思料ス

吉房虎雄供述（関東憲兵隊司令部第三課長〔防諜責任者〕）：1941年9月下旬頃、私は日本帝国主義の所謂「関特演」秘密保持のため、この工作の必要を感じ、司令官にも意見を述べて各隊への命令——既定の計画を再検討し、兵力を重点的に使用し、この工作を強化すべきこと——を起案して下達し、又その実行を強く要求しました

中ソ国境地区における逮捕（41.9～42.3）320人以上 事件送致・死刑など110人以上
八六部隊 齊藤供述（『偽満憲警統治』）：中国抗日地下組織と工作員を探查、逮捕、鎮圧することを強化するために、私が警務部長に就任した後、元警務部第四班、すなわち通信機材班を立て直す計画に着手した……その任務とは、電波探查、電器捜査、撮影検査、指紋鑑定、暗号連絡など、特殊な探偵手段を研究することを通して、中国地下抗日愛国者を逮捕するのである

39.8 新京市寛城子に開設 憲兵30名・嘱託技術者2名 私服で工作 1943年約250名無線電波測定班・化学班（爆発事件の捜査や謀略行動）・写真指紋班・法医学班
すべての憲兵に対する特務工作の教育訓練 各憲兵隊への「科学班」設置（『史証』）

甲谷悦雄「満洲に於ける情報勤務」（防衛研究所）：関東憲兵隊特捜班は、保安局特捜班と共に、当該容疑地域の周辺に展開し、長期に亘る方向探知網の設置及び推進によって、逐次容疑電波の発出地点に包囲環をつめ、適確なる其の発出地点を把握する。此の間関東憲兵隊特捜班は、保安局特捜班を区処する（憲兵隊の方が歴史が古く且有能であった）

関東憲兵隊の人員規模

1940.12（実員） 総計 2483人＋憲兵補（朝鮮人）90人 憲補（中国人）240人
司令部 憲兵隊16 憲兵分隊63 憲兵分遣隊20 教習隊1 無線探查隊1

「思想警察」の重視へ 憲兵隊長会議「思想対策服務要綱」の指示 1940.5 齊藤供述
軍事的討伐の収束後、憲兵の「本然の任務」として「思想警察」の遂行 対ソ戦を想定
甲目標：「防犯、鎮圧しなければならない目標」

共産系統・反日系統・匪賊系統・その他（「満洲国」軍警の反乱・悪質デマなど）

乙目標：「直ちに被害を及ぼさないが、戦時、満洲国の防衛上、少しずつ重大な欠陥を招く恐れがあること。特に反日反軍の動向、治安を攪乱する兆候など」

各民族の日本軍に対する思想動向・満洲国主要機関および特殊会社の動向・「類似宗教」・物資供給方面の動向・開拓問題に関する動向・文芸著作の動向・デマなど

『思想対策半年報』の様式制定（40.11.2通牒）：一 一般概況 二 国外ヨリノ対満策動
三 在満共産党匪ノ策動 四 反日（軍）思想策動 五 民族思想ノ動向 六 治安関係事項 七 其他 八 思想対策服務成果 九 所見

「戦時有害分子処理要綱」指示 齊藤供述 対ソ作戦準備 「容疑要視察人」の名簿登録
「民族ノ思想動向」注視へ 高まる「反日思潮」に危機感 物価問題や労働問題の顕在化
動員された労働者の逃走や罷業頻発 日本人「開拓団」関係の内訌

関東憲兵隊司令部中央検閲部『通信検閲月報』 1939後半から「一般民心の動向」掌握
日系共産主義運動への弾圧開始 1941.11「合作社事件」 「中核体」関係者は「無期徒刑」

五 アジア太平洋戦争下の憲兵活動

防諜の強化 関東憲兵隊司令部警務部の防諜体制整備 第三課の増強

吉房供述 防諜責任者：(一) 日本帝国主義（偽満洲国を含む）の軍事、経済、政治等に対する諜報行為の防止 (二) 日本帝国主義（偽満洲国を含む）の各種設備、資源に対する破壊、妨害、放火等の謀略行為の防止 (三) 思想工作に属する抗日愛国運動の防止
積極防諜 関東憲兵隊司令部「事件処理より得たる教訓及将来の対策」：満洲に於て最も重要視せらるゝは民族主義思想と、共産主義思想に基く諜報活動であらねばならぬ。……積極防諜を論じ、之が施策を講ずるに当り、思想的観察を怠り、思想的方策の考慮なくして優秀なる諜者の逆利用は勿論、其の漏れなき検索、捕獲は期し得ない（『在満日系共産主義運動』）

対ソ防諜重視 関東憲兵隊司令部『防諜要報』（第12号、42.5.27）：「ソ」側ハ一昨年未頃ヨリ我方ノ逆用主義ヲ察知シ、之等逆諜者ニ巧妙ナル懐柔ヲ施シ再派遣シアル状況ニ鑑ミ、諜者帰満後ノ動静並之カ前歴ヲ有スル者ノ監察ニ就キ関係機関ト密ニ連絡シ、遺憾ナキヲ期セラレ度」（Ⅱ - ②）

堀口正雄供述 臨時鶏寧憲兵隊長（1942.8～43.8）：防諜成果 愛国者逮捕数 件数約八〇件、人数約八〇名（密偵ノ知ラセタルモノ 約二五名 平素ノ内定ヨリスルモノ 約一五名 検問検索ニヨルモノ 約一〇名）

関東憲兵隊司令部「防諜資料」シリーズの刊行

第37輯（43.5）「検問検索等ニ依ル諜者発見上ノ著意」：近時情報網ヲ重視スルノ余リ、憲兵自体ヲ以テスル検問検束ニ対スル熱意ヲ欠キ、其ノ著意適切ナラサルニ因ルモノアル
第38輯（43.5）「無電諜者ノ地上捜査ニヨル発見上ノ参考」：八六部隊ニヨル技術捜査開始以後、地上捜査ニ依ル無電諜者ノ発見皆無ニシテ、無電諜者発見対策ハ挙ケテ八六部隊ノ技術捜査ニ委シ、憲兵本来ノ警察的著意ニ基ク地上捜査ニ対スル努力稍々消極的トナリタルヤノ感アルハ、遺憾トスルトコロナリ

関東憲兵隊司令部『防諜月報』の刊行（『防諜要報』からの変更？）

44.6月分：「ソ」聯ハ表面親日満的ニシテ、努メテ対日刺戟ヲ避ケツツアルカ如キモ、対日満諜報策動ハ依然活発ニシテ厳戒ヲ要ス（Ⅱ - ②）

反満抗日運動弾圧の継続

1943.3.12 関東憲兵隊警務部長通牒「特移扱ニ関スル件」：「特移扱」の區別表「諜者（謀略員）」 「犯状」と前歴・性状・見込みなどの「具備条件」で「思想犯人（民族、共産主義運動事犯）」：事件送致スルモ、当然死刑又ハ無期ト予想セラルルモノ……他ノ工作ニ関係アリ、或ハ重要ナル機密事項ニ携リタルモノ等ニシテ、其ノ生存ガ軍乃至国家ニ著シク不利ナルモノ（『細菌戦用兵器ノ準備及ビ使用ノ廉デ起訴サレタ元日本軍軍人ノ事件ニ関スル公判書類』 1950）

熱河省肅正工作 熱河省国境地帯の治安状況と弾圧の継続

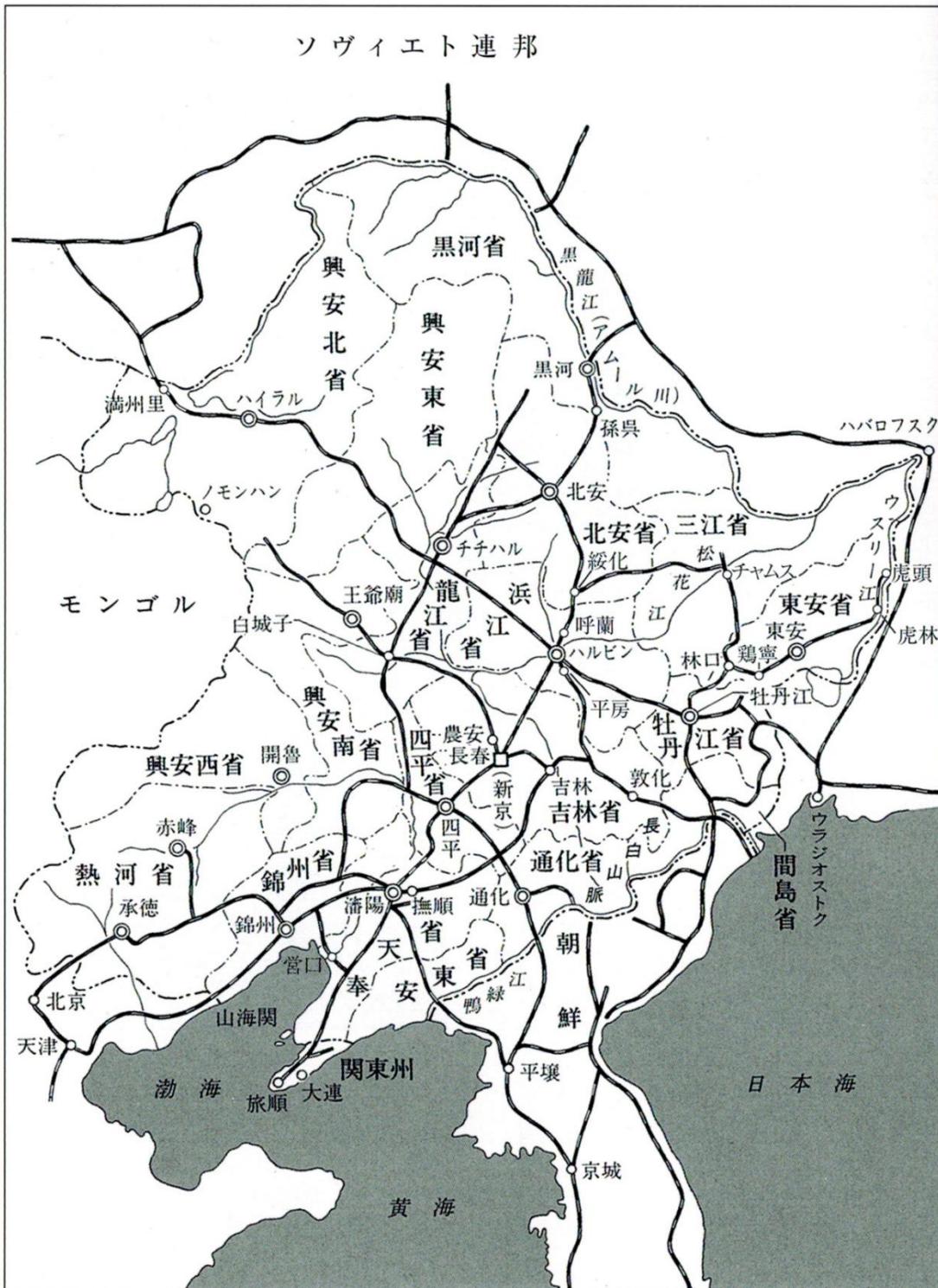
「民心」離反の加速

「満鉄調査部事件」42.9：大東亜指導民族として発展しつつある今日、我民族間に於ける思想清浄は急務中の急務（関東憲兵隊司令部『在満日系共産主義運動史』）

関東軍特別警備隊の編成

ソ連軍の進攻 関東憲兵隊の崩壊

「満洲国」概略(1942年)



出所：国際地学協会編纂部『満洲帝国分省地図並地名総覧』（1942年）をもとに作成。

荻野・江田憲治・兒嶋俊郎・松村高夫

『「満洲国」における抵抗と弾圧——関東憲兵隊と「合作社事件」』（日本経済評論社）